

【基本課題Ⅰ】 互いの人権の尊重

1. 人権意識の高揚

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
I	1	① ア	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	校区別人権問題研修会及び人権問題専門講座において、男女共同参画及び性別による差別の問題をテーマにした講座の開催数を増加するよう努める。	人権推進課
I	1	① イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	観光施設等で男女共同参画推進に係る啓発ポスター・チラシ等を掲示・配布する。	観光課
I	1	① イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	人権教育に関する啓発のため人権作品集・人権教育推進冊子・男女共生啓発リーフレット等を配布する。	人権教育課
I	1	① イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	自然資料館等にポスター等を掲示し、啓発を促進する。	郷土文化室
I	1	① イ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	岸和田市人権協会機関紙「人の輪」において、男女共同参画に関する記事を掲載する。	人権推進課
I	1	① ウ	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	若年層や男性の参加も狙った研修や講演会、街頭啓発の機会に条例や計画にも触れ、啓発に努める。	人権推進課
I	1	① 一	人権意識の高揚をめざす啓発の推進	窓口において様々な悩みを抱える女性の人権を尊重し、対応について具体的に課内で検討する。	市民課

2. メディアにおける人権の尊重

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
I	2	① ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	広報紙の編集・発行、ホームページの作成など、情報発信する際に、イラストや表現が性別による固定観念にとらわれないように心がける。また、それが不自然にならないようにする。	広報広聴課
I	2	① ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	議会だより作成の際、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	市議会事務局総務課
I	2	① ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	各種広報や情報提供にあたっては、性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージで表現する。	人権推進課
I	2	① ア	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	性別による固定観念にとらわれない男女の多様なイメージの意識を広めるため、隔月毎に発行するセンターニュースと年2回発行の本のメッセージや各種事業の広報・企画講座チラシ等（90,000枚）について配慮した表現をする。さらに関連図書の配架及びロビーでのパネル展示により意識向上を目指す。	人権推進課（女性センター）
I	2	① イ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	各種広報や情報提供にあたっては、性別による固定的なイメージでの表現がされないよう広く周知する。	人権推進課
I	2	① イ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	過度の性的な表現や固定的な性別役割分担を助長する表現について、研修会や講座等で取り上げ、問題意識を市民が持つように働きかけ、その存在する問題点を広く情報発信する。	人権推進課（女性センター）
I	2	① ウ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進		人事課
I	2	① ウ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	市職員のメディア・リテラシーを高めるよう、庁内報により啓発を行う。	人権推進課
I	2	① ウ	メディアにおける男女の人権を尊重した表現の促進	女性センター登録グループとの共催事業で、メディアリテラシーを取り上げるが、その講座を市職員の女性プラン研修としても位置づける。各種メディアの現状を知り、情報を読み解く機会とする。	人権推進課（女性センター）
I	2	② ア	メディア・リテラシーの育成と向上	女性センター登録グループのうち、メディアリテラシーを学ぶグループと共催して講座を開催する。さらにロビー展示などを通じて、利用者及び市民の意識向上を目指す。	人権推進課（女性センター）
I	2	② イ	メディア・リテラシーの育成と向上	情報教育主催者会や情報教育関連の研修会を通じて、児童生徒のメディア・リテラシー育成を目指した教員の指導法改善・スキルアップを図る。	学校教育課

3. 生涯にわたる健康・権利の尊重

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
I	3	① ア	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	各校における性教育指導充実のため、年間指導計画等の充実化に向けた指導や研修会参加の勧奨、意識向上に向けた啓発を行う。	学校教育課
I	3	① ア	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	男女共同参画の趣旨をふまえ、男女が互いに尊重し合える人間関係づくりをめざす。小学校教育研究会性教育部会において、依頼がある場合には出席し、指導助言を行う。	人権教育課
I	3	① イ	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	パパママ教室を実施し、妊婦のパートナーへの参加を働きかけ、内容に家族計画と男女の性のメカニズムの違いについて説明し、パートナーがお互いに思いやりを持てるように働きかける。	健康推進課
I	3	① イ	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念が認知されるよう、市ホームページ等を利用して啓発を行う。	人権推進課
I	3	② ア	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	・「岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・岸和田市食育推進計画」に基づき、各ライフステージにおける、男女共同参画の促進につながる健康目標を明確にし、健康づくりをすすめていく。 ・医師会・歯科医師会や市民からの公募委員等から構成される医療対策審議会を年1回開催し、岸和田市の現状を把握するとともに、ライフステージに応じた健康推進事業の促進をめざす。	健康推進課
I	3	② イ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	学齢期以降の発達に関する電話相談を受け付け、必要な発達検査実施機関や受診医療機関などの紹介を行う。また、学童期及び思春期の心身の健康相談（予防接種を含む）を受付け、必要な助言指導を行う。	健康推進課
I	3	② イ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	健康教育指導員（指導養護教諭）を中心とした、児童生徒の心身の問題についての保健指導の充実と、相談体制の確立を推進する。	学校教育課
I	3	② ウ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	・妊娠届出された妊婦に、妊婦健康診査の受診券を発行し、妊婦健康診査の受診勧奨を行うとともに、経済的負担の軽減をめざす。また、妊婦健康診査の内容を充実させ、流産・死産・低体重出生等を予防し、母子の健全育成をめざす。 ・女性の健康維持・増進をはかるため「がん検診等」・「巡回がん検診」などのがん検診を受ける機会を充実させ、受診勧奨に努める。また、特定の年齢の女性に乳がん・子宮がん・大腸がんの検診無料クーポン券を送付し、がん検診の受診率向上に努める。 ・健康教室のテーマに「がん予防について」等、女性のライフスタイルに深く関与する疾病についてのテーマを取り入れる。	健康推進課
I	3	② エ	ライフステージに応じた心身の健康づくりの促進	市民病院の女性専用外来の利用を促進する。また、婦人科や産科をはじめとする診療体制の一層の充実を図る。	経営管理課

4. 女性の人権が尊重される支援体制づくり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成26年度実施計画	担当課	
I	4	① ア	相談体制の充実	当課の相談窓口では、性別にかかわらず、広く市民を対象としているが、相談内容が女性に特有の悩みや問題を抱えている場合には、よりスムーズな解決のために、人権推進課・女性センターと連携し、速やかに相談窓口の紹介を行う。	広報広聴課
I	4	① ア	相談体制の充実	DV等で住民票を異動できない方から相談があれば、住民票登録外で国民健康保険または後期高齢医療保険に加入していただいている。DV被害者の配偶者等から問い合わせがあった場合は、個人情報厳守できるようにシステムに入力するなどの措置を継続して行う。	国民健康保険課
I	4	① ア	相談体制の充実	DV被害者のための弁護士相談、相談電話、相談窓口について、相談窓口紹介カードを各種施設の女性用トイレに設置するほか、引き続き広く市民に周知する。	人権推進課

基本課題	基本施策	施策の方向		平成26年度実施計画	担当課	
I	4	①	ア	相談体制の充実	面接・電話相談事業や関連講座の案内など情報提供を積極的に行なう。相談者及び相談員の安全とプライバシー保護に努める。相談者の秘密保持に配慮しつつも、情報を共有し、円滑な相談が実施できるよう努める。電話相談員や事務職員の相談スキルアップのため、月1回の定例研修を行い、また、市内外での研修会等に積極的に参加する。	人権推進課（女性センター）
I	4	①	イ	相談体制の充実	庁内の関係窓口、大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター、岸和田警察などとの連携を強化し、支援体制の整備・充実を行う。	人権推進課
I	4	①	イ	相談体制の充実	面接・電話相談員の研修として、関連機関である保健所や子ども家庭センター・大阪地方裁判所岸和田支部及び精神科医師などから知識や情報を学んでいる。市内部や他の各相談窓口が発行している資料については、広く収集に努め、相談員に配布している。特に、女性センターと人権推進課男女共同参画担当とは、意思疎通を密に行ない、より良い相談の実施につなげる。	人権推進課（女性センター）
I	4	②	ア	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	市のホームページや校区別人権問題研修会等において、DV防止等、女性への暴力の防止のための正しい知識習得のため、啓発に努める。	人権推進課
I	4	②	ア	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	DV防止について市民団体の協力を得て、広く市民に呼びかけ、理解を深められるように努める。昨年・一昨年度のDV被害者サポーター養成講座を受講した修了生が、地域での市民活動等を通じてDV被害者の支援を担えるように、強力する。またその活動に必要な学びの場や研究資料等の提供を行う。その他、関連講座開催・図書・センターニュースの発行などにより、DV防止を理解する啓発を実施する。	人権推進課（女性センター）
I	4	②	イ	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	DV被害者のための弁護士相談、相談電話、相談窓口について、相談窓口紹介カードを各種施設の女性用トイレに設置するほか、引き続き広く市民に周知する。	人権推進課
I	4	②	イ	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	女性センターの面接・電話相談等を市民がより利用しやすいよう工夫する。相談事業の周知に努め、相談員のスキルアップのための月1回の定例研修会を実施し、関連講演会や研修に積極的に参加するとともに、他機関との情報交換を積極的にする。	人権推進課（女性センター）
I	4	②	ウ	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	・庁内の虐待対応課（福祉政策課、障害者支援課、児童育成課）との連携を深め、対応時の課題共有のための担当者会議を開催する。 ・庁内の関係窓口、大阪府女性相談センター、大阪府岸和田子ども家庭センター、岸和田警察などとの連携を強化し、相談窓口を整備・充実する。	人権推進課
I	4	②	ウ	女性に対する暴力の根絶と支援体制づくり	大阪府子ども家庭センターや大阪府立女性相談センター・庁内各課等と連携を密にすること及び相談窓口担当者会議に参加し、関連情報の収集および情報交換等し、DV相談が円滑に行えるように努める。	人権推進課（女性センター）